

「金融所得課税の一体化」 について



鳥取支部
阪本 稔之

1 はじめに

わが国の所得税は、シャープ税制以後その姿を変えつつ現在に至っており、昨今「あるべき税制」の構築に向けた検討や取り組みが行われている。その一環として、政府税制調査会から公表された「個人所得課税に関する論点整理」(以下「論点整理」という。)は今後の議論の主な材料となるべく、個人所得課税全般にわたりその問題点を網羅的に分析した報告書であり、公平負担の観点、経済環境の変化への対応の観点から多くの提言がなされている。

所得税法は、所得金額の計算にあたり、所得をその源泉、性質、発生の様態によって10種類の各種所得に区分している。公平負担の観点から担税力に応じた測定を行うためであり、それぞれの態様に応じた課税方法を定めるためである。

論点整理において、所得区分については、次の提言を行っている。

- (1) 土地、株式以外の資産の譲渡所得についても分離課税とする。
- (2) 独立の所得区分としての不動産所得を廃止する。
- (3) 一時所得を雑所得に統合する。

(4) 公的年金等について独立の所得区分を設ける。

(5) 資産運用関連の雑所得については金融所得として分離課税に一本化し、金融所得課税の一体化を着実に進める。

上記提言の中から「金融所得課税の一体化」について検討してみたい。

2 金融所得課税の一体化について

金融所得課税の一体化とは、株式の売買などによる譲渡益や配当、さらには預貯金の利子、生命保険の満期保険金、割引債の償還差益といった金融商品から発生する所得を一つの所得類型に集めて分離課税とし、金融所得間の損益通算を広範に認め、たうえで比例税率を適用して課税する制度である。

金融所得課税の一体化は、従来、累進課税方式の例外的措置とみられてきた分離課税方式が、金融所得に対する課税方式として所得税制の中に位置する主要な制度に発展する可能性のあることに注意する必要がある。

3 「基本的考え方」について

政府税制調査会の公表した「金融所得課税の一体化についての基本的考え方」(以下「基本的考え方」という。)は、「貯蓄から投資へ」の環境整備の一環として、金融商品間の課税の中立性が要請され、個人の投資利便性を高めるため、金融所得間で課税方式の均衡化をできる限り図ること及び金融所得間で損益通算の範囲を拡大することが重要であるとしている。

特定の所得に対する負担軽減は他の所得に対する負担の増加につながるため、個人所得課税についての議論は、担税力に応じた税負担の実現可能性を追求することに主眼を置かなければならない。

しかし「基本的考え方」は、金融所得課税の一体化を「貯蓄から投資へ」の構造改革を進めるための手段として捉えており、政策目的に議論が偏重していると思われる。つまり、政策的要請に応える手段として税制を用いる場合に十分検討されるべき事項である、①税制以外の措置でその政策要請に応える有効な手段はないのか、②「公平・中立・簡素」という原則よ

り優先してまで講じるだけの政策的効果があるのか、③付随して生じる弊害や犠牲をどう手当てするのか、などの検討がされず、担税力に応じた税負担の実現という税制の基本原則を顧みることがない。

4 課題について

金融所得課税の一体化に当たっては、解決しなければならないいくつかの課題がある。

(1) 金融所得の範囲をどのように定めるか。

株式、保険、ゴルフ会員権、投資用不動産、貴金属など、資産運用は多様で複合的である。金融所得の範囲の明確な判断基準を示すことができないならば、簡素な課税方式の実現という目的は達せられない。

(2) 金融所得とされたものとそれ以外の所得との負担調整をどのように図るか。

確保すべき税収の量を一定と前提すれば、金融所得に対する軽減はそれ以外の所得に対する重課を意味する。

負担調整を図る方法がない、あるいは、そもそもの目的が金融所得に対する軽減であり負担調整を図る必要がないというのであれば、「資産所得重課、勤労所得軽減」の考え方を捨てた理由を示さなければならない。

(3) 株式譲渡損の発生の操作性をどのように考えるか。

株式の譲渡損失が個人所得の減殺要因であるとしても、他の資産と違ってクロス取引による損失実現が可能である

ことを考えれば、一定の制約を設けるべきである。これについて「基本的考え方」は損益通算の上限設定を提案している。

5 中立性について

現在、金融取引から発生する所得は、利子所得、配当所得、株式譲渡所得、雑所得など所得区分が多岐にわたり、その違いによって税負担が左右される。一つの資産運用から生じる所得が複数の所得に分類されることも少なくなく、新しい種類の金融商品については、その課税関係を明確にするまでに相当の困難を伴う場合もある。このような複雑な分類が必ずしも担税力の測定に必要であるとはいえないし、納税者の利便性を阻害していることも否めない。

論点整理では、「金融所得課税に係る現行の分離課税制度をより簡素で中立的な仕組みにしていく必要がある」としており、金融所得から発生する所得を一つの類型とすれば、煩雑な所得区分の判定から解放され、投資の選択による税負担の違いが解消される。

その意味において金融所得課税の一体化は、金融取引に対する中立性の確保、制度の簡素化が図られ、有意義であるといえる。

6 納税者番号制度について

金融所得間の損益通算を可能にする前提として、本人確認とともに課税当局で支払者側が提

出した支払調書と納税者が提出した申告内容とをマッチングしなければならぬため、納税者番号制度が不可欠と考えられている。「基本的考え方」では、国民一律に導入するのではなく、損益通算の適用を受ける納税者にのみ利用し、そうでない納税者には納税者番号を付けないという選択制を提案している。

納税者番号制度が導入されれば、損益通算の不正を防止すると共に、個人ごとの金融資産の保有状況を正確に把握することが可能となる。捕捉を免れた所得は金融資産の増加によって事後的に把握されることになるし、相続における遺産の把握も容易になる。金融所得課税の一体化が、富裕層に対する負担軽減につながるものであるならば、負担軽減の優遇を受けることにつき、資産の保有状況が正確に把握され所得が完全に捕捉される納税者番号の付与を要件とするべきである。

しかし、現実問題として、セキュリティ確保、プライバシー保護や番号利用にかかるコスト、経済取引への影響などがあり、国民の理解を得ながら、慎重に対応しなければならない。

7 おわりに

以上、金融所得課税の一体化について見てきたが、政府税制調査会から示された金融所得の定率分離課税への一体化の方向は、「貯蓄から投資へ」という政策要請に応える観点や租税回避の抑制等による実質的公平の確保などの観点から評価でき